



2018-2019

2018-2019年度 RIテーマ

「ロータリー：インスピレーションになろう」

ROTARY: BE THE INSPIRATION

富山南ロータリー

Rotary



インスピレーションになろう

第2668例会 Toyama South Rotary Club Weekly

H30. 10. 12 No.14

創立/1963(昭38)12.20 承認/1964(昭39)6.24

会長/芝田 実 幹事/南 昌樹

会報委員長/鈴木 聡

本日の予定(10月12日(金))

◇卓話

富山県ラグビーフットボール協会

副会長 澤田 聡 氏

演題: 「ラグビーのおもしろさ」

次回の予定(10月19日(金))

■例会変更 / 職場訪問例会

場所: (株)源 ますのすしミュージアム

時間: 12:00 ~ お食事

12:30 ~ 開会点鐘

前例会の記録

(2667回)

平成30年10月5日(金)

司 会 本谷SAA

開 会 点 鐘 芝田会長

ソング斉唱 「君が代」 「奉仕の理想」

四つのテスト唱和 本谷SAA

会 長 挨拶 芝田会長

ゲスト紹介

ビジター紹介 中野和幸さん(富山西 RC)

幹 事 報 告 南幹事

委員会報告

ニコボックス紹介 金尾親睦委員

出 席 報 告 高道出席委員長()はマークアップ

| | | | |
|------|------|---------|--------|
| 当 日 | 10/5 | 31(4)58 | 53.45% |
| 例会修正 | 9/21 | 39(7)56 | 69.64% |

誕生日のお祝い 市田 隆さん 10/6

中井 龍さん 10/7 藤井幹雄さん 10/9

中条幸子さん 10/6 土地敦子さん 10/8

結婚記念日のお祝い 小林雅樹さん 10/7

赤瀬弘行さん 10/10 本谷博幸さん 10/10

会 員 卓 話

南司法行政測量事務所 所長 南 昌樹 氏

演題: 「民法(相続編)の改正について」

閉 会 点 鐘 芝田会長



ロータリー・レートのお知らせ

国際ロータリー為替レート 10月 1ドル 112 円

10月は経済と地域社会の発展月間・米山月間です

10月例会お食事メニュー

12日

和風ハンバーグ 柚子胡椒おろしポン酢
フルーツ 食事

19日

職場訪問例会

26日

カレーバイキング

ニコボックス

南様、卓話楽しみにしています。 芝田 実さん
卓話、頑張ります。 南 昌樹さん

結婚記念日にお祝いを頂いて

黒田 昭さん

俳句が載りました。

升田義次さん

出席優秀会員表彰、ありがとうございます。

押上秀平さん

妻の誕生祝を頂いて

中条佳市さん

米山の王ちゃんからメールがきました

黒川伸一さん

結婚記念日のお祝いを頂き、ありがとうございます。

赤瀬弘行さん

南さん、卓話期待しています。

稲垣耕人さん

ご協力いただきありがとうございました。

例会日: 毎週金曜日 12時30分~13時30分 例会場: 富山電気ビル4階「光の間」事務所: 富山市桜橋通り 3-1

富山電気ビル2階 228号室 TEL(076)441-2351 FAX(076)441-2354 E-mail: rotary@toyama373.org

携帯: 090-2375-1963 URL: http://www.toyama373.org/

事務局執務時間 9:30~16:30

(10月5日 卓話)



南司法行政測量事務所
所長 南 昌樹 氏
(司法書士)

演題：『民法（相続編）の改正について』

平成30年7月6日に、民法の相続に関する規定を改正する法律が成立しました。

改正の背景として、高齢社会において配偶者の一方が死亡した時に、残された配偶者の生活保障の必要性が高まってきていること、また要介護高齢者や高齢者の再婚増加など、相続を取り巻く社会情勢の変化があります。配偶者の一方の死亡によって残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続法制が見直されたのです。改正は多岐にわたり、新しい法律は、時期をずらして段階的に施行されます。

1. 配偶者の居住権を保護するための方策が整えられた。(H30.7.13 から2年以内に施行)

配偶者の居住権保護のための方策は、遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護する方策(①)と、配偶者がある程度長期間(最長で配偶者の死亡まで)その居住建物を使用することができるようにするための方策(②)とに分かれています。

①配偶者の居住権を短期的に保護するための方策(配偶者短期居住権)(判例を明文化したもの)

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物が誰のものになるか決まるまでの間 又は 相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで、引き続き無償でその建物を使用することができる。

【他の相続人から家賃を請求された裁判がありました。】

②配偶者の居住権を長期的に保護するための方策(配偶者居住権)(新設)

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者の居住を認める法定の権利を新設する。

ア 相続人による遺産分割の選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させる。

イ 遺言によって、遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることにする。

【所有権とは別物 配偶者が建物を相続して所有すると、維持費用を負担することになり、不都合です。解決策の例ですが、父が死亡の後、長男が建物を相続するが、妻は配偶者居住権を持つことにして、アの相続人間の遺産分割協議で決めることもできますが、イの父が遺言書で定めておくのが良いと思われます(逆パターンもありうる)。配偶者居住権は登記できることとなります。】

2. 配偶者保護のための方策(持ち戻し)が改められます。(H30.7.13 から1年以内に施行)

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が、他の配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合には、持ち戻しの免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持ち戻し計算を不要とする(当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができる。)もの。

【配偶者が、家を相続でもらったが、現金・預金の取り分が少ない(無い)ことへの対応。現在も遺言書で持ち戻し免除の意思表示ができるが、このことを明示していない遺言書が多いため、法律で意思を推定してあげる。】

3. 仮払い制度等の創設と、その要件の明確化が図られます。(H30.7.13 から1年以内に施行)

現在、相続した預貯金の払戻しは、遺産分割協議成立までの間、共同相続人全員でしなくてはなりません。被相続人の入院代などの債務や扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出したいときでも、遺産分割協議が成立するまで困難でした。それで、仮払い制度が作られました。

家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策(①)と、家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策(②)とに分かれます。

①家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができることにする。

【経営者として残した債務の支払いをする場合もある。新しい方式ですが、ハードルが高い】

②家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

各共同相続人は、裁判所の判断を経ることなく、また、他の共同相続人の同意を得なくても、その相続開始の時の預貯金額の3分の1に、その相続人の法定相続分を乗じた額については、単独で払い戻しをすることができるようになります。ただし、標準的な必要生活費や平均的な葬式の費用の額などを勘案して、機関ごとの払戻し上限額が定められます。

4. 自筆証書遺言の方式緩和と遺言書の保管制度の創設(H30.7.13 から6か月以内に施行)

現行の自筆証書遺言の方式は、すべて自書する必要があるという要件を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよいものとなります。ただし、財産目録の各頁に署名押印することが必要です。これと同時に、自筆証書遺言を法務局が保管する制度ができます。

5. 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し(H30.7.13 から1年以内に施行)

被相続人がした生前の贈与や遺言で指定した相続と遺贈について、相続人が最低限得られる権利の割合(遺留分)に応じて返還を求められますが、いくつかの改正があります。

①遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行法の規律を見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずることにする。

【遺産が不動産の時、これまでその不動産の所有権または持分を請求するしかなかったが、これを金銭で解決することが明記されました。複雑な共有不動産が生じることを回避するものです。】

②生前の相続人に対する贈与も遺留分減殺の対象であり、生前の贈与すべてが対象であったところ、相続開始前10年間にされたもの(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けたもの)に限り対象となるよう限定された。

【被相続人の後妻が、先妻の子たちが被相続人から生前贈与された財産まで得ようとするのを、ある程度防ぐことができる。相続人以外の者に対する贈与は、相続開始前1年以内に行われた贈与に限られることは、現在と同じ。】

6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(H30.7.13 から1年以内に施行)

相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。【例として、長男の妻などの貢献】

10月定例理事・役員会報告

【議題】

- 1 友好ロータリークラブ締結書(更新)手続きについて 承認
(9月配布資料) 参考
- 2 創立55周年記念事業・ポリオ撲滅寄付金について 承認
・ニコボックス通帳より支出
- 3 北海道胆振東部地震被害義損金について 承認
・ガバナー事務所よりクラブ目標 一人¥1,000

【報告事項】

- 1 11月例会プログラムについて
11月2日(金) 定例理事・役員会
卓 話 株式会社 桐井製作所 金沢営業所
所 長 平野貴士氏
演題:「JACCA」
9日(金) 卓 話 公益財団法人 日本山岳ガイド協会
中西紀夫氏
演題:「山のよもやま話」
16日(金) 例会変更・夜間例会
創立55周年記念例会および懇親会
23日(金) 勤労感謝の日 クラブ指定休日
30日(金) 卓 話 浦田正吉氏
演題:「明治2年(1869)の新川郡
ぼんどり騒動あれこれ」
- 2 観月会・秋季親睦ゴルフコンペ決算報告(回覧資料)
- 3 その他

今後の予定

10月27日(土)・28日(日)

於:富山国際会議場
:ANAクラウンプラザホテル
国際ロータリー第2610地区
2018-2019年度 地区大会

11月16日(金)

於:富山電気ビル5F大ホール
例会変更・夜間例会
創立55周年記念例会および懇親会
受付 18:00 ~
記念例会 18:30 ~
懇親会 19:00 ~

11月23日(金)勤労感謝の日

クラブ指定休日

12月22日(土)

於:富山電気ビル5F大ホール
例会変更・夜間例会
クリスマス家族懇親会

2018-2019年度

第1回 職場訪問例会のご案内

日時:2018年10月19日(金)
AM12:00~PM13:30 予定
場所:株式会社 源
ますのすしミュージアム
富山市南央町37-6
Tel 076-429-7400

スケジュール **現地集合、現地解散となります**

12:00 ~ お食事処にて昼食
12:30 ~ 会議室にて例会・開会点鐘
・ソング斉唱・四つのテスト唱和
・会長挨拶・幹事報告
12:40 ~ 株式会社 源様よりご挨拶
・会長より謝礼の贈呈
・閉会点鐘
13:00 ~ 移動 / 自由見学→見学後解散

お知らせ

11月16日(金)

創立55周年記念例会および懇親会
～アトラクション決定～

越中五箇山麦屋節保存会様に、
ご出演いただきます。

お楽しみに

サインメイクアップ information

| | |
|-------------------|----------|
| 10/15(月) 富山シティーRC | 富山第一ホテル |
| 10/15(月) 富山大手町 RC | ANAホテル |
| 10/23(火) 富山 RC | 富山電気ビル |
| 10/25(木) 富山西 RC | 富山電気ビル |
| 10/29(月) 富山シティーRC | 富山第一ホテル |
| 10/30(火) 富山みらい RC | 富山第一ホテル |
| 10/31(水) 富山中 RC | グランテラス富山 |

※上記 RC サイン時間 9:30~13:30

※富山大手町 RC サイン時間 15:30~19:30

※出席率向上にお役立てください

会員企業紹介

古野商事株式会社

代表取締役 古野 克彦
(管工事)

富山市高内 27 ☎468-2501
Fax468-9088

株式会社インフォ

代表取締役 吉川 寛治
(事務用品販売)

富山市布瀬本町 4-12 ☎494-1725
Fax 493-6594